

令和2年3月31日

社会福祉法人駿河厚生会 行動計画（第3回）

1、計画期間 令和2年4月から令和7年3月31日まで（5年間）

2、内 容

子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援する環境の整備

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基本法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

令和2年4月～（新人職員には入職時説明する）

職員研修等の機会に、育児休業制度、育児休業給付、産前産後給付等についての制度説明を行い、職員に周知する。

目標2：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

<対策>

令和2年4月～

出産や子育てを理由として退職した職員で、希望する職員は再雇用する。

多様な働き方ができるような環境の整備

目標1：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

令和2年4月～

年次有給休暇は1日又は0.5日若しくは1時間を単位として（時間単位は5日を限度）取得できる。

目標 2 : 短時間正社員制度の導入・定着

<対策>

令和 2 年 4 月～

正社員であっても、子育てなどで短時間勤務を希望する職員に、就業規則に基づいて短時間勤務を認める制度。

その他次世代育成支援策

目標 1 : 子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることが
できる「子ども参観日」の実施

<対策>

令和 2 年 4 月～

学校などから職場体験の依頼があった場合積極的に受け入れる。

学校が休みの時、職員と一緒に職場に来て頂き労働者の働いているところを
実際に見て頂く。